

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」について
～条例に基づく今後の対応～

- 1 公布日 平成 30 年 6 月 29 日
施行日 平成 30 年 10 月 1 日

平成 30 年 10 月 1 日からの施行部分は、第 1 条から第 16 条

- ①障がいを理由とする差別の禁止（第 10 条、第 11 条）
- ②社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮に関する環境の整備（第 14 条）
- ③相談に関する規定（ただし相談員設置規定は平成 31 年 4 月 1 日施行）（第 16 条）
など。

ただし、以下については、それぞれで定める日より施行

（1）公布の日より施行

- ①県は、障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする（第 32 条）
- ②財政上の措置（第 34 条）及び規則への委任（第 35 条）
- ③相談員並びに調整委員会及び協議会の委員の選任等のために必要な準備行為（附則第 2 項）

（2）平成 31 年 4 月 1 日より施行

- ①県における相談員の設置（第 17 条）
- ②助言及びあっせんについて（第 18 条～第 23 条）
- ③三重県障がい者差別解消調整委員会の設置・運営（第 24 条）
- ④障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の推進（人材育成、教育、就労支援、情報バリアフリー、災害時支援、投票時支援、啓発）（第 25 条～第 31 条）
- ⑤障害者差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づく三重県障がい者差別解消支援協議会の設置・運営（第 33 条）
- ⑥助言又はあっせんの申立てに関する期間の特例（附則第 3 項）

※ なお、条例の施行後おおむね 3 年ごとに、条例の施行状況、障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討し、その結果に基づく必要な措置を講ずることと規定（附則第 4 項）。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の概要

○条例の主な特徴

- ①障がい者差別に関する相談体制・紛争解決を図る体制を具体化
- ②障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策を規定
- ③「合理的な配慮」について、その内容及び基本的な考え方を明確化
- ④障がい者などの参加を確保（意見聴取・協議会の活用）
- ⑤障害者基本法等に基づく施策との一体的な運用を明確化

【第1 総則】

《目的》「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指す。

⇒共生社会の実現に向けた施策（障がい者差別の解消＋障がい者の自立・社会参加の支援等）に関し、基本理念、県の責務等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進

《基本理念》

- ①共生社会の実現の理念として、障害者基本法の3つの理念を旨とすること、合理的な配慮の考え方及び関係者の意見の聴取・尊重について規定
- ②「障がい者差別解消の推進に関する施策」及び「障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策」の基本方針を規定

《責務・役割等》

- ①県の責務、事業者・県民の役割を規定
- ②県は、国、市町、関係機関、関係団体、事業者等と連携協力する。

《障害者計画の策定に関する方針》

- 障害者基本法その他関係法令の理念を踏まえて障害者計画を策定

【第2 障がいを理由とする差別の禁止等】

ア 差別の禁止

- ①不当な差別的取扱いの禁止
県等・事業者 ⇒ 法的義務
- ②合理的な配慮の提供
県等 ⇒ 法的義務
事業者 ⇒ 努力義務

イ 差別解消の措置

- ①県等の職員対応要領の作成の義務化
- ②不当な差別的取扱い等の事例の具体化
- ③事前的改善措置
- ④合理的な配慮の提供に関する事業者への支援

【第4 障がい者の自立・社会参加の支援等】

- ①障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援
- ②教育の推進
- ③就労の支援に係る情報の共有等
- ④情報の利用におけるバリアフリー化等
- ⑤災害時等における支援
- ⑥選挙等における投票の支援
- ⑦啓発活動

【附則】

《施行期日》

- 平成30年10月1日（一部を除く。）

《条例の施行後の検討》

- 条例施行後おおむね3年ごとに検討

【第3 差別解消のための体制】

ア 相談体制

- ①担当部局の窓口と相談員による相談体制を整備
（主な業務）
助言、調査、関係者間の調整
- ②差別事案以外の事案にも一定の対応

イ 紛争解決を図る体制

- ①相談対応での解決が困難な事案について、助言・あっせんの手続を整備（知事が第三者機関に諮問しつつ行う）
- ②事業者等が助言・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う。

【第5 施策の推進】

ア 共生社会の実現に向けた施策の計画

- ①障害者計画において定め、障害者基本法等による施策と一体的に推進
- ②三重県障害者施策推進協議会において、計画の策定・実施状況の監視を行う。

イ 差別解消の推進体制

- ①三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化
- ②三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例等の共有・検証、諸課題の解決に向けた調査研究を行う。

2 概要（障害者差別解消法との違いなど、条例の特徴）と対応方針

条例前文

平成十八年十二月、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約が採択され、我が国は、平成二十六年一月に同条約を締結した。

障害者の権利に関する条約は、「障がい者、機能障がい者等を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という社会モデルの考え方を基本としている。また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がいに基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置をとることを定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であり、恩恵的に施されるものではないことを明らかにした。

これらの画期的な考え方をはじめとする障害者の権利に関する条約の理念を実現するため、政府は、関係する法律の整備などを行っており、三重県においても、これらを踏まえ、障がい者の権利を守るための取組を進めているところである。

しかしながら、今なお、障がい者に対する理解や、障がい者との対話を通じて社会的障壁を認識し、除去することの重要性に対する理解が十分に深まっておらず、障がい者はもとより、その家族も様々な偏見や差別に直面し、苦悩している。また、障がい者とその家族は、障がい者が自らの選択に基づき、地域において自立し、社会参加することについて不安を抱えている現状がある。

このような状況を踏まえ、県民が互いに支え合い、社会全体で常に障がい者との積極的な対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図らなければならない。我々は、このような取組を進めることによって、障がい者がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参加し、活躍できることが、県民一人ひとりの幸福の実現につながるものと確信している。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくりは、県民一人ひとりの理想であり、果たすべき使命である。

ここに、我々は、このような三重県づくりに向けた「未来への新たな一歩」を踏み出し、共生社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一段落では、障害者権利条約の成立と我が国の締結の状況に触れ、障がい者の権利を守るための取組の進展を明らかにしている。

第二段落では、障害者権利条約が採用した考え方のうち、特に重要とされる障がいの「社会モデル」と差別の禁止（合理的配慮の否定を含む。）の考え方を示している。

第三段落では、この条約に基づく国内法の整備等の状況や三重県における取組の状況を明らかにしている。

第四段落では、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における調査結果等を踏まえ、障がい者を取り巻く現状と課題を示し、条例の制定の必要性を明らかにしている。

第五段落では、第四段落で示した状況を踏まえ、この条例で取り組む事項の要点を明らかにしている。

第2条（定義）

（1）第1号関係

障がい者の定義については、障害者基本法及び障害者差別解消法の「障害者」と同一の概念による。

条例と法の定義の違いは、

- ①「障がい」の定義に「高次脳機能障がい」と「難病に起因する障がい」を追加。
- ②日常生活等の制約に関し、「断続的」を追加

※追加部分は、障害者基本法等の解釈上認められているものであるため、明示しなくても解釈で対応することができるが、誰にでも分かりやすい条文をめざすために、これらを明示している。

（2）第3号関係

「合理的な配慮」が、障害者権利条約において採用されている障がいの「社会モデル」の考え方に基づくものであることを明確にするため、定義を行い、その内容を確認している。

第3条（基本理念）

第2項において、合理的な配慮を行うにあたっての基本的な考え方として、

①差別を回避するための措置であり、

②障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であること

を明らかにすることで、合理的な配慮は「恩惠的」に行われるものではないことをより明確化。

（条例前文においても、「合理的な配慮は恩惠的に施されるものではない」ことを明記。）

第4条（基本理念）

第1項第3号において、建設的対話に基づいて合理的な配慮が行われるべきであることを明確化。

第5条（県の責務）及び第14条（環境の整備）

第5条第2項においては、県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備を行うべきことを規定。

第14条においては、行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示の有無にかかわらず、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修などの環境の整備に努めることと規定。

第 10 条（行政機関等における障がい理由とする差別の禁止）

第 11 条（事業者における障がい理由とする差別の禁止）

次のとおり法の文言から変更をすることで、合理的な配慮の提供が、差別の禁止と表裏の関係にあり、差別的な扱いをすることを回避するための措置にほかならないという趣旨をより明確に表現。

（法第 7 条第 2 項）

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（条例第 10 条第 2 項）

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

法的義務、努力義務の考え方については、以下のとおり、法律と同様の考え方としている。

・ 不当な差別的取扱いの禁止

行政機関等 → 法的義務（条例第 10 条第 1 項、法律第 7 条第 1 項）

事業者 → 法的義務（条例第 11 条第 1 項、法律第 8 条第 1 項）

・ 合理的な配慮の提供

行政機関等 → 法的義務（条例第 10 条第 2 項、法律第 7 条第 2 項）

事業者 → 努力義務（条例第 11 条第 2 項、法律第 8 条第 2 項）

※対応方針

合理的な配慮の提供や環境の整備等における県の役割を果たしていくと共に、条例の理念・特徴（障害者差別解消法に対する、条例による上乗せや横出しの内容を中心として）等について、県民への周知広報に取り組む。

第12条（県等の地方公共団体等職員対応要領）

法律では、地方公共団体と地方独立行政法人は、作成について努力義務となっているが、本条例では作成を義務化。

※対応方針

作成済み。（対象は、県及び県が設立した地方独立行政法人の三重県立看護大学）
なお、県が設立した地方独立行政法人の三重県立総合医療センターは、公営企業型地方独立行政法人のため、本条例上は「事業者」の扱い。（第2条第5号）

第13条（不当な差別的取扱い等の事例の具体化）

相談事例等を踏まえて、不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の事例の具体化を図る。

※対応方針

相談窓口等における実際の具体的な相談事例の蓄積を図り、三重県障がい者差別解消支援協議会等を通じて、具体化した事例の公表に取り組む。

【相談体制】（第16条～第17条）

第17条（県における相談員の設置）

県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。

（1）対象事案

条例に規定する差別事案（不当な差別的取扱い、合理的な配慮の不提供）

（2）資格

障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから知事が任命。

（3）相談員の業務

①市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び差別事案に関する関係者間の調整を行うこと。

②関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

③法律に基づいて市町が応じた、障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するための助言。

※対応方針

県の相談窓口には専門相談員を設置し、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談（助言・あっせん手続きの対象となる事案の振り分け等を含む。）に応じる。

【紛争の解決を図るための体制】（第 18 条～第 24 条）

第 18 条（助言及びあっせんの申立て）

差別事案の紛争解決（助言・あっせん）の申立てについて規定。

障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

第 19 条（助言及びあっせん）

助言・あっせんの手続きについて規定。

第 2 項…知事による事実関係の調査

第 3 項、第 4 項…第三者機関（三重県障がい者差別解消調整委員会）への諮問

第 24 条（三重県障がい者差別解消調整委員会）

知事が必要に応じて第三者機関に諮問しながら助言・あっせんを行う。

第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置・運営。

委員は、10 人以内で組織し、任期は 2 年、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者などから知事が任命。

※対応方針

助言・あっせんにあたり、知事の諮問に応じて調査審議を行う第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、申立てに対して適切に対応していく。

【障がい者の自立及び社会参加の支援等のための県の施策】（第 25 条～第 31 条）

第 25 条（障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援）

障害福祉サービス事業に従事する人材育成に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第 26 条（教育）

インクルーシブ教育の推進、関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずる。

第 27 条（就労の支援に係る情報の共有等）

障がい者の就労機会の確保、拡大、就労継続についての関係者間の緊密な連携による情報共有等を図る。

第 28 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）

点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。

県政に関する情報をインターネット等により提供する場合において、平易な表現を用いるなどの措置を講ずる。

障がい者の意思疎通を仲介する者の養成・派遣が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第 29 条（災害時等における支援）

指定避難所において、障がい者の良好な生活環境の確保のために、市町に対する情報の提供などの支援を実施するよう努めるものとする。

障がい者の避難が適切に行われるよう、市町に対する情報の提供などの支援を実施するよう努めるものとする。

第 30 条（選挙等における投票の支援）

点字投票等の制度の周知、その他の障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

第 31 条（啓発活動）

差別的取扱いの防止等や合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報。

障がい者が自らの権利について理解を深め、その権利を行使するために必要な知識を習得することができるようにするための啓発。

障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に関する意識の啓発。

県民による障がい者の自立及び社会参加への主体的な支援が円滑になされるよう、当該支援の重要性に関する意識の啓発、取組及び制度の周知。

※対応方針

これらの、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための県施策の取組状況について、進捗管理に取り組む。

第 33 条（三重県障がい者差別解消支援協議会）

法第 17 条第 1 項での任意設置協議会を、本条例で設置義務化。

関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者などから知事が任命。

差別事案の処理状況の検証、その結果の周知も行う。

※対応方針

設置済み。相談事例の共有による障がい者差別解消に向けた取組の推進、相談や助言・あっせんの処理状況の検証や結果の周知などに取り組む。